

令和 2 年 5 月

町 民 各 位

鶴 田 町 役 場

特別定額給付金に関するお知らせ

この度、下記のとおり特別定額給付金を支給しますので、関係書類を送付いたします。
つきましては、同封の「特別定額給付金のご案内」及び裏面の「申請書の記入の仕方」をよくお読みいただき、別紙「特別定額給付金申請書」に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに同封の返信用封筒（切手不要）にて必要書類をご返送くださるようお願いいたします。

1 ご返送いただく書類

①特別定額給付金申請書（押印（認め印も可）のうえ、訂正箇所は朱書き）

②世帯主の本人確認書類（次のうちいずれかのコピー）

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・健康保険証
- ・年金手帳等

※なお、代理申請（受給）を行う場合は代理人の本人確認のコピーも添付。

③世帯主本人名義の通帳【金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のフリガナ等】が書かれた見開き全面のコピー

またはキャッシュカードのコピー

ゆうちょ銀行を選択された場合は通帳の【金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のフリガナ等】が書かれた見開き全面のコピーのみの対応となります。

2 申請期限（予定）

- ・申請書到着後、令和2年8月20日（木）まで

3 初回振込日（予定）

令和2年5月29日（金）（以降、順次振込の手続きをいたします。）

※ただし、令和2年5月24日（日）までに上記書類に不備および記載漏れ等なく受付された場合に限りです。役場へ直接持参も可能です。

4 オンライン申請の方へ

オンライン申請の方は、こちらの申請書類の返送は不要です。

問い合わせ先

企画観光課まちづくり班

電 話 0173-22-2111

（内線261～263）

F A X 0173-22-6007

特別定額給付金申請書記入の仕方

○申請日

申請年月日をご記入ください。

○世帯主（申請・受給者）（はんこは認め印も可。）

記載内容をご確認いただき、記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください。

日中に連絡可能な電話番号は必ずご記入ください（固定電話、携帯どちらでも可）。

○給付対象者

記載内容をご確認いただき、記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください。

なお、特別定額給付金を希望されない方につきましては、該当のチェック欄（「□」）に「×」印をご記入ください。

○受取方法

AかBのいずれかのチェック欄（□）に「✓」を入れて振込先などの必要事項をご記入ください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能なかぎりAのご選択をお願いします。

なお、ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き下に記載されている店番および口座番号をお書きください。なお、「貯蓄口座」はご利用いただけませんので、ご了承ください。また、長期間入出金のない口座を記入しないでください。口座番号記入の際は、右詰でお書きください。

○【代理申請（受給）を行う場合】

代理人の氏名、申請者との関係、代理人生年月日、代理人住所、日中に連絡可能な電話番号（固定電話、携帯どちらでも可）、世帯主氏名をご記入、押印（認め印も可）のうえ、ご返送ください。また、代理人と世帯主の関係性を証明する書類も必要です。詳細については、同封の「特別定額給付金代理申請・受給について」をご覧ください。

○本人確認書類の写し貼付け

- ・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳のいずれかのコピー。
- ・代理申請（受給）を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

○振込先金融機関口座確認書類写し貼付け

- ・通帳（口座番号が書かれた見開き全面）またはキャッシュカードのコピー
- ・ゆうちょ銀行を選択された場合は、通帳（同上）のコピーのみの対応となります。

○申請期限までに申請が行われなかった場合、特別定額給付金の受給を辞退したものとみなします。

○申請書の不備による振込不能等が原因で給付ができなかった場合、町が確認等を行ったうえでなお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。

○偽りその他不正の手段により定額給付金の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた定額給付金の返還を求めるものとします。

○定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供することはできません。

○チェックリスト

書類の不備や記入漏れがあると給付の手続きに日数がかかる場合がありますので、チェックリストをよくご確認のうえ、書類をご返送くださるようお願いします。

※ 詳細については広報つるた5月号および町ホームページにも掲載しております。

町ホームページ <http://www.town.tsuruta.lg.jp/>